

指定校変更・区域外就学 許可基準

羽曳野市教育委員会

区分	事由	対象学年	期限	添付書類
学年途中の 転居	学年途中に他の学校区に 転居したが、在学している 学校に引き続き就学した い場合	最終学年 (小学6年、中学 3年、義務教育 学校9年)	卒業まで	特になし
		上記以外の学年	転居日の学期末 まで	特になし
	家屋の新改築及び借家等 へ転居予定(確定済)のため、 転居予定地の学校へ 前もって就学したい場合	全学年	転居予定月の 末日まで	・建築請負契約書 ・建築確認済書 ・建物売買契約書 ・賃貸借契約書 等
留守家庭	保護者の勤務による日中 留守家庭において、下校 後の児童を保護者に代わ る預かり人が、希望学校 区内に在住している場合	・小学校全学年	事由が存する期間	・在職証明書 ・営業証明書 ・確定申告書の写し (自営業の場合) ・預かり承諾書
	保護者の勤務による日中 留守家庭において、保護 者の勤務する事業所が希 望学校区にあり、その事 業所へ下校する方が児童 の指導上適当である場合	・義務教育学校 前期課程学年		
心身的理由	心身への配慮が必要で、 指定校への通学に支障が ある場合	全学年	事由が存する期間	理由を証明する書類 (医師の診断書、 校長の意見書等)
兄弟姉妹関係	同一世帯の兄弟姉妹が 指定校変更許可等により 在学している場合	全学年	当該兄弟姉妹の 許可の終期まで	特になし
その他 (特別事情)	上記以外の特別な事情が あり、児童生徒にとって指 定校への就学が負担にな る場合	全学年	事由が存する期間	特別な事情である ことを証する書類
	義務教育学校(はびきの 埴生学園)への入学を希 望する場合	毎年度委員会 が定める	卒業まで	特になし